

5 商品の名称についての権利（商標権）

1. 商標とは？

商標とは、自己の商品や役務（サービス）を他人の同種の商品や役務（サービス）から識別するために付けられている印、標識、マークのことをいいます。

商標法上、「商標」とは、「文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合、音であって、商品・役務について使用するもの」とされています（【図5.1】参照）。

【図5.1】商標の種類



商品 ⇒ 私たちが日常で購入する商品全般が対象

役務 ⇒ 他人のためにする労務又は便益（サービス）で、独立して商取引の目的となるもの（例えば、宅配便サービスやネットを利用した通販サービス等）

商標は、実際の取引において、商品又は役務を識別するための標識として使用することによって、以下のような役割を果たします（【表5.1】参照）。

【表5.1】商標の機能

機能	内容
① 自他商品等識別機能	自己の商品等を他の商品等と識別する。
② 出所表示機能	一定の商標が付された商品等が一定の出所から提供されたことを示す。
③ 品質保証機能	同一の商標が付された商品等が同一の品質であることを保証する。
④ 広告宣伝機能	商標をきっかけにして消費者に購買意欲を起こさせる。

商標を使用することにより、商品や役務に対する信頼がブランドイメージとして商標に蓄積されます。もし、類似する商品に類似する商標を付けて販売された場合や、劣悪な商品に類似する商標が付された場合、需要者は、入手した商品が望んだものではないという不利益を被り、また、商標使用者の信用は著しく傷つけられることとなります。

商標を保護するためには、商標登録が必要になります。

商標権者は、登録を受けた商標を、登録の際に指定した商品や役務について独占的に使用することができます（専用権）。また、第三者が、指定商品又は役務と同一の商品又は役務に自己の登録商標と類似する商標を使用することや、指定商品又は指定役務と類似する商品又は役務に自己の登録商標と同一又は類似の商標を使用することを排除することができます（禁止権）。

商標権の存続期間は商標登録の日から10年とされていますが、更新によって存続期間を延長させることができるため、半永久的に権利を保持することが可能です。

なお、権利の存続期間中であっても、一定期間（3年間）使用していないと、不使用により取消しとされる場合（不使用取消審判）があります。